

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄における植物検疫の歴史

メタデータ	言語: 出版者: 沖縄農業研究会 公開日: 2009-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 東平地, 清二, Higashihirachi, Seiji メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/0002015075">http://hdl.handle.net/20.500.12000/0002015075</a>

# 沖縄における植物検疫の歴史

Historical Sketch of Plant Quarantine in Okinawa

東平地清二

(琉球植物防疫所)

## 1. はじめに

沖縄における植物検疫は1927年に始まり長崎税関運輸通信局の管轄下における検疫を経て第二次世界大戦の終戦を迎え戦後は暫く無検疫時代が続いたが1951年群島政府機関によって検疫が始められ、1952年には米国軍政府布令が公布され、1959年には民立法による植物検疫が始まり今日に至ったが、その歩みを大体次のように6つに時代区分することが出来るようである。

- (1) 長崎税関管轄時代
- (2) 運輸通信省管轄時代
- (3) 無検疫時代
- (4) 群島政府時代
- (5) 琉球列島植物防疫法時代(軍布令時代)
- (6) 琉球植物防疫法時代(現在)

(1)と(2)については若干の報文があり、(3)と(4)については戦後の混乱した時期だけに十分な資料がないので極簡単に記し、本報文では主に(5)と(6)について記述することにした。特に(6)については沖縄で独自の法律が制定され検疫を開始して10年目にあたる1962年3月までについて説明することにした。

この報文が今後の植物防疫行政の立案並びに植物検疫に聊かなりとも参考になるならば筆者のもっとも喜びとするところであるが資料入手の困難さと筆者の浅学非才な所から不備な点も多々あるかと思ひ読者諸氏の御批判をいただきたく存じて居る次第であります。尚本文をまとめるに当って始終御教示下さった安里清景氏、琉球大学の高良鉄夫博士ならびに文献の整理等種々御協力下さった植物防疫所の松竹八重子氏を始め職員の皆様様に厚くお礼申し上げます。

## 2. 長崎税関管轄時代

—1927年から1943年10月まで—

1927年(昭和2年)5月28日勅令第152号で那覇港が輸入、移入、輸出の検疫を行う海港として指定され、同年7月1日長崎税関那覇税関支署において植物検査業務が開始されるようになった。その時から1943年までのおよそ16年間を長崎税関管轄時代とよぶことにした。それまでは沖縄に植物検疫機関がなかったばかりでなく、沖縄に輸入される植物については大正3年の農商務省令第27号

「輸出入植物取締法施行規則」(10月13日公布)の附則「鹿児島県大島群及沖縄県ニ輸入又ハ移入スル植物並ニ釋太ヨリ移入スル植物ニ付テハ当分ノ内検査ハ之ヲ省略シ……」により検査を省略していた。

しかしそのために1919年(大正8)には石垣島、竹富島、小浜島ではウリミバエ *C. aetodachus c. curbiae* Copuillet が侵入定着するようになり。ミカンコミバエ *Chaetodacus Ferrugineus Var. dorsalis* Herdelも沖縄各島に侵入していることが発見され、沖縄の農業生産のブレーキになることは勿論、日本本土へも伝播のおそれがあるとして沖縄においても植物検疫を行うべく農林省令14号(1927年6月3日公布7月1日から施行)で輸出入植物取締法施行規則の附則「鹿児島県大島群及沖縄県ニ輸入又ハ移入スル植物並」なる字句が削られ、勅令第152号では大正3年勅令第220号を改正し、輸入移入及輸出の検査を行う海港に沖縄県那覇が加わり、横浜、神戸などの一流港と同様に制限なしの検査が行なわれるようになった。しかし実際には検査事務を取扱う税関、税関支署などに関する告示の改正が遅れ、1928年の大蔵省告示第94号によって、同年5月14日始めて那覇の検査事務が発足したようである。初代主務者には植物検査官補村上重仁氏が就任された。

その後1940年(昭15)には沢井元二氏、1941年(昭16)には伊波富士衛氏が就任し、検疫業務を行なった。検疫は輸移出そ菜類の検査が主体のようであった。1946年の沖縄県統計書によると百合根が1,123、そ菜が51、152才、果物が1,166才も輸出されている。ウリミバエとミカンコミバエは沖縄の植物検疫制度の生みの親ということが出来る。

## 3. 運輸通信省管轄時代

—1943年11月から1945年3月まで—

1943年(昭18)11月1日の勅令第29号、運輸通信省制および勅令第832号海運局制で税関が解消され、門司海運局那覇海運局支局が発足し、植物検疫業務は海運局の司掌するところとなり、1944年(昭19)には門司海運局那覇支局と改称され検査が行なわれた。1944年10月10日には沖縄が空襲され、那覇を始め殆どどの地域が壊滅に類し、植物検疫業務の機能も停止状態となり、明けて1945

年(昭20)3月22日の米国軍の沖縄上陸で検疫業務は完全に執行不能となった。

同年6月1日には勅令第356号で海軍局分課規定が改正され、これまでの植物検査課が解消されて動植物検査課となり、また門司海運局が九州海運局となり、沖縄もその管轄下に置かれたが沖縄戦のため同勅令の適用は実際にはなく、敗戦を迎えたのである。

運輸通信省管轄は僅か17カ月であった。

#### 4. 無検疫時代

—1945年4月から1951年3月まで—

1945年(昭20)4月5日の米国海軍軍政府布告第1号「米国軍占領下の南西諸島及びその近海住民に告ぐ」—いわゆるミッツ布告で、南西諸島およびその近海並びにその住民に関する全ての政治および管轄権並びに最高行政責任は占領軍司令官の権能に帰属する所となり、日本国の1945年7月26日のポツダム宣言受諾、そして同年9月2日の降伏文書調印の結果、沖縄県は完全に日本の行政権から離れ、米国の軍政が施行されるようになった。そして1950年(昭25)11月沖縄群島政府が設立され、その機関の一つである農務課に植物検査官を置き植物検査を行なうまでの5年余は無検疫時代が続いた。

その頃米穀類、穀粉類、とうもろこし、豆類など大量の植物がガリオア、エロア物資として無検査で輸入され、また台湾を始め南方やその他の地域からの引揚者によって植物類が自由に輸入された。

その結果イモゾウ *Euscepes 1 ostfasciatus* Fairm.、インゲンマメゾウ *Aco. thoscelides Obtectus* Say.、ワタミヒゲナガゾウムシ *Araocerus Fasciculatus* De Geer. サツマイモノテングスパイラスなど重要病害虫が琉球に侵入定着した。現在これらの病害虫による被害は莫大なものとなっている。

#### 5. 沖縄群島政府時代

—1951年4月から1952年3月まで—

無検疫のため、イモゾウムシ、サツマイモノテングスパイラス、ワタミヒゲナガゾウムシなど重要病害虫の侵入定着を可能にしたことと日本向け野菜類の輸出が再開されるようになって琉球農林省では植物検疫について企画を行なった。初め農林省直轄として植物検疫所を設置すべく企画されたが米国軍政府の指示で、1951年3月23日林農省農政課の職員、沖縄群島政府農務課の職員及び輸出業関係者が与儀農業研究指導所において「検査についての実地打合せ」を行ない、同年4月から群島政府經濟部農産物検査所において検査を行なうようになった。

検疫業務については日本植物防疫法に準じた沖縄群島植物検疫条例が公布され、平田嗣男氏外2名の職員が農林省職員の協力を得て検査を行なった。

そして1952年2月琉球臨時中央政府が創立されるに当りその機関である資源局農政課に植物検疫業務が引継がれ、同年4月琉球植物防疫所が設置されるにおよんで検疫業務は新しくスタートしたのである。

当時の検疫は百合球根の検査が主体で生産地検査も割合スムーズに行なわれたようである。

#### 6. 琉球列島植物防疫法時代(軍布令時代)

—1952年4月から1958年まで—

(イ) 1952年(昭27)

琉球臨時中央政府資源局設置法(1952年1月22日公布)第17条により琉球臨時中央政府規則第4号で琉球植物防疫所設置規則が公布(1952年2月26日)施行され、沖縄真和志村与儀の農業研究指導所に本所を置き、奄美、宮古八重山に各支所が設けられ①輸(移)入植物の検疫に関すること、②輸(移)出植物の検疫に関すること、③琉球内の防疫に関すること、について検疫を行うようになった。

一方同年2月1日には琉球列島米国民政府布令第62号として琉球列島植物防疫法が公布され、同年2月20日より施行され、更に4月1日より琉球政府が発足するにおよび琉球植物防疫所は資源局の解体として事務を開始した。琉球列島植物防疫法は1953年4月22日と1954年2月23日にわずかず改正され次のようになった。

- 第1条 目的……農林産物の保護など
- 第2条 定義
- 第3条 植物防疫に関する資源局長の権限
- 第4条 植物防疫所長の責務
- 第5条 植物防疫官
- 第6条 徽章および身分証明書
- 第7条 植物防疫法違反に対する罰則
- 第8条 処理費用
- 第9条 試験又は研究目的による輸入
- 第10条 植物防疫委員会
- 第11条 検疫禁止
- 第12条 非協力または移動の禁止
- 第13条 無寄主期間および無寄主地域
- 第14条 輸送物の標識
- 第15条 悪疫に冒された輸送物の処分  
(雑草種子を含む)
- 第16条 場所および器具類の消毒

- 第17条 輸送物の密閉器の使用  
 第18条 植物および器具類の保留  
 第19条 立入検疫の検限  
 第20条 公共有害物の防除と損害賠償  
 第21条 輸出植物の検疫申請および検疫場所  
 第22条 検疫証の交付  
 第23条 食糧の移動  
 第24条 第25条 附則

以上のとおりこの法律は日本の植物防疫法とは大分形態を異にしたものでむしろ法を施行規則をおりませたようなものであった。また用語の用い方も趣きを異にし「悪疫」(Pest)「宿主」(Host)、「宿主地域」(Host-Area)、「公共有害物」(A public Nuisance と言ったものが使用されていた。

第3条で琉球内の一地域から他の地域への輸送を禁止すべき植物または物体、及び琉球からの輸出並びに琉球への輸入を禁止すべき植物または物体を公表すること(第1号)、琉球の植物を悪疫からまもるために必要な防疫境界線および区域を設定且つ維持すること(第2号)、無寄主地域及び無寄主期間に関する指令を発行すること(第5号)、は資源局長の権限とされていた。

またこの法律およびそれに基く規定の運営に関する諮問機関としての植物防疫委員会の制度が設けられるようになっていた。

そこで4月に植物防疫委員会が開催され、検疫港の指定、禁止病虫害及びその隔離地域の設定などについて審議が行なわれそれに基づいて次のような資源局告示が公布された。

- 第1号 検疫港の指定一名瀬、那覇、泊、安謝、糸満、平良、石垣。  
 第2号 うりみばえ寄主の輸入禁止  
 第3号 宮古、八重山群島からのウリミバエ寄主の移動禁止  
 第4号 沖縄、宮古群島からのいもぞうむし寄主の移動禁止  
 第5号 八重山群島からのさつまいもめいが寄主の移動禁止  
 第6号 さつまいもてんぐすバイラスのためさつまいもの各群島間移動禁止  
 (以上1952年4月24日公布)  
 第7号 まつのかわきくいむし、まつのきくいむ

- し、しらほしぞうむし、しんぐいむしのため琉球松の移動禁止  
 第8号 さつまいものコルク病、さつまいもめいが、いもぞうむし、さつまいもてんぐすバイラスのため隔離地域からの輸入禁止  
 第9号 有害動物、土又は土の附着する植物の輸入禁止  
 第10号 ちちゅうかいみばえ寄主の隔離地域からの輸入禁止  
 第11号 かんしやおさぞうむし寄主の隔離地域からの輸入禁止  
 第12号 かんしやすじめいが寄主の隔離地域からの輸入禁止  
 第13号 やさいぞうむし寄主の隔離地域(日本も含む)からの輸入禁止  
 第14号 たまねぎばえ寄主の隔離地域からの(日本は含まれない)輸入禁止  
 第15号 ヘッシャンバエ寄主の隔離地域からの輸入禁止  
 第16号 ばれいしようがんしゅ病菌、ばれいしよ粉状そうか病菌、ばれいしよが、コロラド甲虫寄主の輸入禁止  
 第17号 ばれいしよがんしゅ病菌、ばれいしよ粉状そうか病菌、ばれいしよが、コロラド甲虫、ばれいしよわぐされ病菌、やさいぞうむしの寄主で検疫合格証明のない植物の輸入禁止  
 (以上1952年12月22日公布)  
 これらの告示はいわゆる施行規則(移)入検疫規定に代るもので、公布により一応の検疫態勢が整った。初代所長に安里清景氏が就任され、本所に8名、奄美支所に4名、宮古、八重山の各支所にそれぞれ2名の職員が配置され検査が行なわれた。

(ロ) 1953年(昭28年)

4月27日に第1号から第5号までの資源局告示が公布され、1952年に公布した告示の一部改正がなされた。第1号では宮古、八重山からのうりみばえ寄主のうち検査の上移入の出来るものをすいか、とうかおよびかぼちやに制限し、第2号ではそれ以外のうりみばえ寄主の移動を禁止した。第3号では1952年資源局告示第2号(うりみばえ寄主の輸入禁止)の当該植物の項を改正し、うりみばえ寄主の範囲を拡大し、マンゴウ、成熟したパパヤの生果実をも加えた。第4号では日本向け「輸出トマト検疫要綱」が公布され、所定の検査を受けたトマトについては日本向け輸出が可能となり、第5号では移入

第1表 1953年における輸出入植物検査成績

輸出入別	件数	検査数量	価格	くん蒸消毒	廃棄数量	合格数量
輸出	79	300個	\$			300個
		134本				134本
		244,216,000kg				244,216,000kg
輸入	3,348	200球	1,116,298.86	200球	171本	200球
		21,359本		2本		21,188本
		7,292,488.413kg		103,398.535kg		49,817.715kg

瓜類検査要綱を公布し、告示第1号で移入可能になったすいかと、とうが、かぼちやについての検疫を円滑にすべく処置を構じた。

同年2月には事務所が那覇商港に新築されたターミナルビルに移転し、出入船舶の検疫が一層強化されるようになった。また16名であった職員も臨時植物防疫官の配置により27名となり、業務はより一層円滑になり、厳重なる検疫が出来るようになった。しかし1953年(昭28)12月25日奄美大島が日本に復帰したことにより、奄美支所は日本農林省の管轄下になり、植物防疫は本所と2支所で行なわれるようになった。当時の検疫成績をみると第一表のとおりである。

#### 1954年

6月18日に植物防疫委員会規定が公布され(告示第1号)、7月2日には1953年までに公布された告示の殆んどを改正した。

その主なものは次のとおりである。

- (1) 指定港のうち名瀬、名瀬中央郵便局が削られた。(告示第2号)
- (2) うりみばえの寄主でフィリピン群島、ハワイ諸島からのマンゴーが検疫証明書が添付されておれば輸入港で検査の上輸入することができるようになった。(告示第13号)
- (3) 1952年告示第9号で輸入を禁止した「①有害動物及び有害植物、②土又は土の附着する植物」を「①琉球の植物及び動物に害を及ぼす植物又は植物性包装材料、②琉球の植物及び動物に害を及ぼす動物(主として下等動物)③土又は土の附着した植物」に改められ理解の困難なものとなった。(告示第4号)
- (4) ちぢゅうかいみばえの寄主で輸入禁止になっていたハワイからの果実類がメチルプロマイドでくん蒸され検疫証明書が添付されておれば輸入出来るようになった。

(告示第6号)

(5) かんしやおさぞうむしのためハワイより輸入禁止になっていたこやし属植物の種子が検疫証明書が添付されておれば輸入港で検査の上輸入が出来るようになった。(告示7号)

(6) ばれいしよ、にんじん、たばこ、レタスなどやさいぞうむし寄主をアメリカ合衆国、ハワイ諸島及び日本から輸入するには検疫証明書が添付されておれば輸入港で検査の上輸入することが出来るようになった。(告示第9号)

(7) たまねぎばえの隔離地域として満州、中国、韓国が掲げられてたのを日本もその範囲に加え、日本からは検疫証明書が添付されておれば輸入港で検査の上輸入することが出来るようになった。(告示第10号)

(8) ばれいしよがんしゅう病菌、ばれいしよ紛状そうか菌、ばれいしよが、コロラド甲虫のため輸入禁止になっていたナス科植物のうちアメリカ及び日本からの輸入植物は政府機関の発行する検疫証明書が添付されておれば輸入港で検査の上輸入することができるようになった。(告示第12号)

(9) さつまいもめいがの隔離地域に宮古群島の多良間島がと水納島が加わった。(告示第14号)

(10) いもぞうむしの隔離地域に石垣島が加わり、宮古群島が宮古島と改められた。(告示第17号)

以上のとおり告示の改正により禁止地域からの禁止植物が検疫証明書さえ添付されておれば検査の上輸入出来るようになった。

すなわち禁止の処置が大きく緩和された。

ところで改正された裏に検疫設備の改善とか検査技術の改善が伴っていたかと言うとそうでもなかった。検査によって全ての病害虫の侵入が防止出来ると言う観念の

もとに改正されたようである。かかる考え方は植物防疫行政上危険なものであり今後このようなことがないよう心すべきである。

#### 1955年

この年には検疫港として渡久地港と運天港が始めて指定され(告示第1号 3月22日公布)、宮古島においてもどうむしの緊急防除が開始された。(告示 第2号 3月22日公布) 宮古島の大峰原、南方原、神屋、大三俵、南原、ヨッキー底、馬場、大原、峰原など、いもどう発生地からのさつまいも、ようさい、ぐんばいひるがおなどのさつまいも属植物の移動が禁止され薬剤散布、被害いもの焼却などの防除作業がなされた。また宮古島では甘蔗のてんぐすバイラスが発見され伝播の恐れがあるとして10月5日付告示第3号で 宮古群島からの 甘蔗の移動を禁止した。一方6月には日本農林省の川崎、椎野両技官が来沖されトマトのくん蒸指導がなされた。

#### 1956年

変化の少ない年であったが、植物防疫所告示第1号(9月4日公布)で「日本向けトマト検疫要綱」が部分的に改正され陸揚港が横浜と神戸港の外に東京、大阪の二港が指定された。

#### 1957年

日本向けトマトの輸出が軌道に乗り 年間24件871梱、1,917\$が輸出され、落花生、かんらん、ちしや、ニンジンなどの検査が増加した。その事は琉球における農業生産が戦禍から漸く立ち直りつつあることを示すものであり、住民の消費生活水準も向上しつつある時だけに輸入の検査数量も大きく増加して来た。

また7月26日には経済局組織規則の一部が改正され、泊港に支所が新設され、検疫の強化が図られた。これで支所は泊港、宮古、八重山の3カ所となり、出張所が空港に、駐在所が運天、渡久地の2港となり同年の9月1日から事務を開始した。また7月30日には1954年の告示改正と同時に改正すべきもので見落した点についての改正が

行なわれ告示は一応の形を整えるようになった。

#### 1958年

法と告示が一応整備された上に立ってこの年は植物検疫の内容の充実が計られた。

その一つとして今日まで軍布令であった法を民法に切変えるべく立法第89号で琉球植物防疫法が10月23日に公布された。また検査の一段階ともいえる同定の技術も一段と向上し今日まで同一種として扱って来たものが2~3種に分類されるとかで(列こくが類) 1958年における輸入植物から発見された害虫は86種以上となった。1957年以前の50種以下に比較すると2倍近い 数を示している。その他にもくん蒸、検査の面で大きな進歩があった。なお、1958年における植物検査成績は第2表のとおりである。

#### 6. 琉球植物防疫法時代

—1959年1月から今日まで—

1959年1月21日民法によって 植物防疫法が施行され、次のような細則が定められた。

##### ① 植物防疫法施行規則(規則第6号)

1月20日公布、1月21日から施行。

##### ② 輸入植物検疫規程(告示第59号)

2月18日公布、1月21日から適用。

##### ③ 輸出植物検疫規程(告示第60号)

2月18日公布、1月21日から適用。

##### ④ 日本向け輸出トマト検疫規程(告示21号)

1月20日に公布、1月21日から施行。

##### ⑤ 有害動植物の緊急防除に関する規則(規則第18号)

2月27日公布、公布の日から施行。以上の規則・規程の公布、施行によって一通りの法体形が出来、初代所長に安里清景が河籬さ就任され、那覇港では(12名)内2名は庶務関係)、泊港支所7名、那覇空港4名、宮古及び八重山支所がそれぞれ 3名計29名の職員で検疫が始められた。

第2表 1958年における輸入植物検査成績

輸出入別	件数	検査数量	価額	くん蒸消毒	廃棄数量	合格数量
輸出	596	688球 372,369本 335,660枚 520,446.992kg	69,887.39\$	1,000本 10,000枚 18,854,872kg	5,000kg	688球 372,369本 335,660枚 520,441.992kg
輸入	12,223	211,324球 580,450本 500個 207枚 kg 113,659,331.485	13,188,445.43	3,935本 kg 47,684,484.088	736本 kg 3,171.595	211,324球 579,714本 500個 207枚 kg 113,695,331.485

1961年8月には経済局組織規則が公布され、植物防疫所に業務課と調査実験課が新設され、空港出張所が支所に昇格し検疫態勢の強化が計られた。ところで法や規則、規程は日本法を原案として企画、立法されたものだけに琉球の現状にマッチしない面が現われ、それらの部分については次々と改められ、今日に至っている。この改正で重要なもの2~3についてその経過をたどってみよう。

① 施行規則の別表（いわゆる禁止病害虫の表）中3項コードリングの地域に公布の際にはアメリカ合衆国が含まれていたが後になって「誤」として削られた。

② 同じく別表第4項ミカンコミバエの地域に公布の際台湾は含まれていなかった。1959年9月15日には「台湾」を追加し、1961年1月には台湾のミカンコミバエは沖縄のそれと同種類だと理由で植物欄の末尾に「ただし台湾からのポンカン、タンカンは除く」が加えられ台湾産みかんが再び市場にお目見えした。

③ カンシヤオサゾウムシはカンシヤスジメイガと共に別表第9項にまとめられていた。

1959年9月15日にはそれを整理し、前者は9項に、後者は新しく設けられた第10項にまとめられ9項の植物の欄中に「但し種子を除く」が加えられ、今日までの禁止地域からの種子も解禁になった。また1961年1月には同項地域欄中「台湾」が「ここやしなどは観光資源、防風林として苗木の輸入要請も多く、またオサゾウムシは台湾※でも南大東でもキビに対する被害は少ない」との理由で削られ、台湾のやし苗がどしどし輸入されるようになった。

④ 有害動植物の緊急防除に関する規則では、パインコナカイガラムシ *Pseudococcus bropripes* Cock. が八重山からのパインアップル苗の移入で大宜味村、東村、国頭村および久米島に蔓延している事が発見され、当該地域からの寄主の移動を禁止すべく1959年9月18日付規則第411号で別表二の隔離地域に東村、原、久米島具志川村が加えられた。

⑤ 1960年2月には南北両大東島にヤサイゾウムシ *Listrodores costiostris* Shoenheer の発生が確認されたので4月から法第14条第2項による緊急防除を行うと共に6月3日に告示第139号で「やさいぞうむしの緊急防除に関する告示」を公布し、有害動植物の緊急防除に関する規則第2条第2項に馬天が加わり、馬天港が始めて検疫港として指定された。

⑥ 1960年4月宮古本島下地町でサツマイモメイガの発生が認められ、同年6月3日に告示第138号「さつまいもめいがの緊急防除に関する告示」を公布し、下地町からの寄主の移動が禁止になり、有害動植物の緊急防除に関す

る規則別表2の隔離地域の欄中「多良間」の次に「下地町」が加えられた。

⑦ 1960年3月15日には訓令第16号で輸入木材検疫要綱を公布し、4月1日施行となった。これによってフィリピン、ボルネオ、ニューギニアおよび台湾などから輸入される原木の検査が開始され、木林の病害虫防疫が一段と強化された。その他についても多くの改正がなされているが余り重要とは思えないので割ることとした。ただこちらで注意したいことは施行規則の別表、すなわち禁止病害虫の地域および植物の取り扱いについて一貫した対策が構じられていないと言うことである。輸入解禁にしても防除の方法が確立したとか検疫の技術、施設が強化されたとか防疫本来の意味における理由による解禁でなく、それ以外の例えば観光資源とか、余り被害がないとか（環境の変化により食性の変更の起る場合がある）の理由で解禁にしたり、禁止になったりしている。病害虫侵入が検査のみによって充分防止しえない所から絶対禁止の用語が生まれ、これによって世界各国とも最も重要な病害虫についてはその寄主までも輸入禁止の処置をとっている。すなわち植物防疫法の最も重要な部面である。この部面に対しては慎重な態度と対策が必要であり、琉球においても目先の事由にとらわれることなく禁止物に対する概念をもう一度改めて検討し直す必要があると思う。ところで本法型は一応整備されて来たが1958年から1959年にかけて那覇港、平良港および石垣港において小型くん蒸車が建築され、野菜果物類の不格品処理が迅速になった。穀類の不格品についても倉庫業者、輸入業者においてくん蒸消毒の設備が整備されて来た。一方1961年には日本政府による防疫官の技術研修が始められ、検査技術の向上が計られるようになった。しかし検査数量は毎年増加の傾向にあり、1960年の輸入輸出検査成績をみると第3表のとおりである。輸入では日本、アメリカを初め30余国から200余種の植物が輸入され、それに附着する病菌・害虫はそれぞれ、100余種、160余種に及んでいる。交通機関の発達植物検疫の重要性を益々高め、検査技術の向上、検査施設改善が一層必要となって来た。

## 7. 要 約

- (1) 沖縄で植物検疫がはじめられた1927年から1962年までの検疫の歩みをまとめてみた。
- (2) ウリミバエ、ミカンコミバエの発生で長崎税関支署において1927年から植物検疫が始められた。
- (3) その後運輸通信局管轄下における検疫を経て終戦を迎え、戦後は無検疫時代が続いたためイモゾウ、さつまい

※ 台湾には定着していないことが知られている。

第3表 1960年における輸出入植物検査成績

輸出入別	件数	検査数量	価額	くん蒸消毒	廃棄数量	合格数量
輸出	771	2,261,591本 kg 1,858,876.299	\$ 246,072.6	314,050本 kg 84,550.000	kg 5,400.000	2,261,591本 kg 1,853,476.299
輸入		26,863.175m <sup>3</sup> 1,037枚 448,579球 1,104,645本 kg 146,229,570.170	16,326,995.13	7,577.621m <sup>3</sup> 600球 42,000本 kg 72,642,263.983	89本 kg 28,840.250	26,863.175m <sup>3</sup> 1,037枚 448,579球 104,556本 kg 146,200,729.920

いものてんぐすバイラスなど重要病害虫が侵入定着するようになった。

(4) 1951年4月から沖縄群島政府によって植物検疫が再開され、1952年には米国軍政府布令による検疫が初められた。法的には迂余曲折の時期であった。

(5) 1959年1月には民法による植物防疫法が公布され、戦後の混乱から漸く立ち直り、各方面での改善がなされつつある。

#### 参考文献

- (1) 琉球植物防疫所 1957 輸(移)出入植物検疫年報第1号。(1955~1956年)
- (2) 琉球植物防疫所 1960 輸(移)出入植物検疫年報第2号。(1957~1958年)
- (3) 琉球植物防疫所 1962 輸(移)出入植物検疫年報第3号。(1959~1959年)
- (4) 琉球政府経済局 1960 植物防疫法附規則規程。
- (5) 琉球政府資源局 1952 琉球植物防疫法。
- (6) 行政主席官房文書課編 1955 現行布告布令指令集
- (7) 沖縄県 1940 沖縄県統計書第2編。
- (8) 沖縄群島政府統計課編 1951 沖縄群島要覧。
- (9) 高良鉄夫 1949 八重山開発資料(作物病害虫)
- (10) 高良鉄夫 1954 輸出農産物を脅す害虫、琉大校外普及部叢書第4号。
- (11) 高良鉄夫 1954 琉球におけるサツマイモメイガ並びにイモゾウの伝播と防除、植物防疫Vol.8-10。
- (12) 高良鉄夫 1955 琉球における重要害虫の分布と害

相、植物防疫 第9巻 第7号。

- (13) 島袋俊一 1955 宮古で発見された甘蔗の新しい病気について、琉大農家便り 第1号。
- (14) 平野伊一 1957 輸入植物検疫 談議(21) 大阪植物防疫 Vol.5 No10。
- (15) 平野伊一 1957 輸入植物検疫 談議(22) 大阪植物防疫 Vol.5.No11~12。
- (16) 平野伊一 1957 輸入植物談議(23) 大阪植物防疫 Vol.6.No1。
- (17) 平野伊一 1958 輸入植物防疫談議(29) 大阪植物防疫 Vol.6.No7~8。
- (18) 平野伊一 1960 輸入植物防疫談議(34) 大阪植物防疫Vol.7.No11~12。
- (19) 名和梅吉 1919 瓜実蠅琉球に産する 昆世23。(268)。
- (20) 東平地清二 1960 南北大東島に野菜の新害虫ヤサイゾウムシ発生、琉球植物防疫情報 第2号。
- (21) 東平地清二 1960 1959 年度輸入貨物からの発見害虫、琉球植物防疫情報 第5号。
- (22) 東平地清二 1960 野菜類の新害虫ヤサイゾウムシ 南北大東村で発見、農家の友 第25号。
- (23) 伊良波 1960 ヤサイゾウムシ緊急情報 第3号。
- (24) 琉球政府経済局農務課 1960 甘藷野めいが(*Omphisa illisalis* Walber) 宮古本島に侵入す。琉球植物防疫情報 第3号。
- (25) 資源局農業改良課 1952 甘藷のバイラス病病状と防除法、